

## 第8号

### 指定沿道等における大規模流通業務施設

#### 【趣旨】

4車線以上の国、県道又は高速自動車国道等のインターチェンジ周辺で、あらかじめ市長が指定した区域においては、大規模流通業務施設の建築を目的とする開発行為について、許可し得るとしたものです。

#### ---【審査基準】---

申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 市長の指定に係る国、県道等から直接進入できるよう、敷地が当該道路に直接接して行われるものであること。
- 2 貨物自動車運送事業法又は倉庫業法の規定等により、地方運輸局長等が大規模流通業務施設であると確認した施設であること。
- 3 営業範囲を含む都市計画区域内の市街化区域に工業系の用途地域がないか同地域内に適地がないと認められるもの、又は当該施設を市街化区域内に立地した場合、周辺地域において交通の安全に支障を来しもしくは交通機能を阻害し又は居住環境を悪化させると認められるものであること。
- 4 申請地の規模は、その事業計画に照らし、適切なものであること。
- 5 当該施設の立地について、市の工業振興施策、都市計画の観点から支障がない旨の意見が得られたものであること。

※福島市においては、下記の路線等を指定しています。

路線名	区間
国道 4号	松川町浅川の一部
国道 13号	南矢野目、北矢野目、飯坂町平野、飯坂町中野の一部
国道 13号(西道路)	大森、成川、吉倉、仁井田、下野寺の一部
国道 115号	上鳥渡、成川、吉倉、佐倉下、上名倉、荒井の一部
県道 飯坂・保原線	飯坂町平野、北矢野目、鎌田の一部
県道 上名倉・飯坂・伊達線	大笹生、飯坂町平野の一部
県道 中野・梶町線	飯坂町中野の一部
市道 半夏田・麦ヶ入線	成川の一部
市道 南町・佐倉下線	成川の一部
市道 檀ノ腰・北貴船線	飯坂町平野、沖高の一部
市道 湯野・平野線	飯坂町平野の一部
福島西IC周辺	ICから1km圏内の上鳥渡、下鳥渡、成川、佐倉下、仁井田、吉倉の一部
飯坂IC周辺	ICから1km圏内の飯坂町、飯坂町平野、沖高の一部
大笹生IC周辺	ICから1km圏内の大笹生、笹谷の一部

※「大規模流通業務施設」は、現行では「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）」により「特定流通業務施設」に位置付けられています。

なお、地方運輸局長等の認定に基づくものですので、開発許可権者と運輸担当部局とが連絡調整するための日数を要します。

添付書類

- a 製造品の内容を説明する資料
- b 市街化区域に適地がないことを説明する書類
- c 市街化調整区域に立地する必要があることを説明する書類
- d 周辺の土地利用と調和が図られ、かつ、将来の市街化形成に支障とならない旨の市町村長の意見書
- e その他市長が必要と認める書類